

会 長	事務局長	係

第 8 2 5 回

宿 毛 市 農 業 委 員 会 総 会

1. 日 時 令和 2 年 6 月 1 日 (月曜日) 午後 1 時 3 0 分

2. 場 所 宿毛市役所 3 階 委員会室

3. 出席者 (10 名)

1 番 田村 磨利 2 番 山口 一晴 3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史 5 番 岩本 誠司 6 番 小川 節美
7 番 澤田 誠規 8 番 今津 久雄 10 番 寺田 巧
11 番 羽賀 大透

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、農地利用最適化推進員は招集せず。

4. 欠席者 (8 名)

9 番 小島 久司 1 番 松本 功 2 番 保田 稔
3 番 川島 照久 4 番 西山 讓 5 番 細川 秀信
6 番 山本 大 7 番 浦田 久永

5. 事務局等出席者

事務局長心得兼農地係長 小松 憲司 事務局主事 山本 恵美

6. 付議案件

議案第 1 号 農地法第 5 条許可申請審査について
議案第 2 号 宿毛市農用地利用集積計画について

- 議長 これより、第825回宿毛市農業委員会総会を開会いたします。
今年は早い梅雨入りで、田植えも終わる頃でひと段落ついていることと思います。コロナもひと段落して元の生活に戻ってほしいものです。
なお、今回の総会につきましても新型コロナウイルスの感染拡大防止と危機管理の観点から推進委員は出席せず、農業委員のみとし、規模を縮小して開催します。
また、会議中のマスク着用、室内の換気、座席を一定の間隔に空けるなど感染防止対策を行い、総会の時間も短縮して開催したいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、8番今津久雄委員、10番寺田 巧委員にお願いします。
なお、9番 小島 久司委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告します。
- 議長 これより議事に入ります。
- 議長 議案第1号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。
- 議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局長 議案第1号「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。
受付番号6番。所在地 小筑紫町湊、位置図は2ページになります。大海分岐前の交差点、中村釣り具横、国道321号線沿いの土地です。
転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保できることから、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。
農地転用に伴う、隣地農地同意書、周辺関係者からの同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。
太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は 282 m²。資金計画といたしましては、土地取得費 30 万円。太陽光発電設置費 329 万 9,556 円。自己資金 359 万 9,556 円です。
農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。
続きまして、受付番号7番、所在地 小筑紫町湊、位置図は同じく2ページになります。大海分岐前の交差点、中村釣り具横、国道321号線沿いの土地です。
転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保できることか

ら申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、周辺関係者からの同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。

太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は 333 m²。資金計画といたしましては、土地取得費 30 万円。太陽光発電設置費 325 万 6,876 円。自己資金 355 万 6,876 円です。

農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号 8 番、所在地 港南台 1 丁目、位置図は 3 ページになります。港南台の中央通りを進み一番奥、右側の土地です。

転用目的は、申請者は、現在、借家住まいのため、実家に近く宅地造成地域にあり、建築条件に適合している申請地に親子間で無償の使用貸借権を設定し、一般住宅を建築するものです。

農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。

一般住宅の建築に伴う農地の転用面積は 424 m²。資金計画としまして、土地取得費 0 円。住宅建築費 3,500 万円。借入金 3,500 万円です。

農地区分につきましては、都市計画法による用途地域に指定されている区域内の農地で、第 3 種農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。

今回の申請は以上 3 件になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 続きまして、受付番号 6 番及び 7 番について、湊地区担当の羽賀委員より説明をお願いします。

○羽賀委員 【議案書をもとに 6 番、7 番朗読】
高知の会社には電話して確認しました。●●さんのほうは現地で奥さんと確認をしながら話を聞きました。何十年も何も作っていないくて、去年までは草刈りなどの管理はしていたそうです。子供もことらにはいないし、草刈りも大変になってきたので処分することにしたそうです。よろしく申し上げますとのことでした。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 続きまして、受付番号 8 番について、港南台地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに 8 番朗読】

先日、連絡を取りまして、親子間の使用賃借ということになっています。間違いのないのでよろしくお願ひしますということです。港南台なので、まったく問題はないと思います。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第5条許可申請審査について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第1号」の3件は、意見を付して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画」についてご説明いたします。
議案書は4ページになります。申請件数は2件です。
受付番号8番、新規設定です。場所は大字宿毛、2カ所に分かれており、JA宿毛支所から約100m西側の宿毛バイパスとの間の農地のうちの2筆と、ホテルアバン宿毛の南側に広がる農地のうちの1筆になります。
地目は田で、水稻を作るとの計画が出されています。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別紙調査書)と考えております。
続きまして受付番号9番、新規設定です。場所は大字宿毛、ホテルアバン宿毛の南側に広がる農地のうちの1筆になります。
地目は田で、水稻を作るとの計画が出されています。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別

紙調査書)と考えております。今回の利用権設定は以上です。

○議長 長 続きます、受付番号8番および9番について、街区担当の田村委員お願いいたします。

○田村委員 【議案書をもとに8番、9番朗読】

新規とはなっていますが、ここは3年ほど前から同じ地区の●●さんが受けて何年も作られていたのですが体調を崩されて、今回申請の●●さんが今年3年目になりますが耕作していたのですが、今回正式に利用権の設定をされたということです。直接会って話を聞き、現地については普段見ているので、作られているので問題はないと思うので、松本委員と本人確認だけでいいだろうということで実施しました。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 これより採決をいたします。

議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしということですので、「議案第2号」の2件は、市に通知することに決しました。

(協議事項)

○議長 長 続きます、協議事項に入ります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
受付番号4番 所在地 芳奈 登記地目 田(P6)
場所は県道橋上平田線を芳奈方面に進み左折し、向山橋を渡り直進した

右側の土地で、15年以上前から田として使用しておらず山林となり現在に至ります。

続きまして、受付番号5番 所在地 芳奈 登記地目 畑 (P6)

場所は先ほどと同じく県道橋上平田線を芳奈方面に進み左折し、向山橋を渡り直進した右側の土地で、15年以上前から畑として使用しておらず山林となり現在に至ります。

続きまして、受付番号6番 所在地 橋上 登記地目 畑 (P7)

場所は主要地方道宿毛津島線、橋上生活改善センターと橋上郵便局の間に位置する道路沿いの土地で、平成15年に住宅を建築し、現在に至ります。

以上3件につき、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号4番及び5番について、芳奈地区担当の澤田委員よりお願いいたします。

○澤田委員 【議案書をもとに4番及び5番朗読】

両方とも15年以上ということで、5月29日の晩に電話で確認しました。間違いはないということです。審議よろしく願いします。

○議長 続きまして、受付番号6について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに6番朗読】

●●さんには電話で確認して、ここに住んでいる息子家族にも確認し、元に戻すことは不可能ですのでよろしく願いしますということです。

審議よろしく願いします。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。

非農地証明2件につきましては、審議の結果問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしということですので、非農地証明2件は、証明することに決しました。

○議長 長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (県に送付した結果の報告について)

第822回及び823回宿毛市農業委員会総会で承認となり県に意見を付して送付した、第5条申請(受付番号32号、3号)について、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

(農地利用最適化推進委員の改選について)

令和2年7月19日の任期満了に伴う農地利用最適化推進委員の改選については、先月15日から29日までの間、再募集を行った結果、欠員の定数2名に対し、2名の応募がありましたので報告いたします。黒川と芳奈のエリアで、いずれも女性の方です。

これで、農業委員及び農地利用最適化推進委員の候補者がすべて出揃いました。改選に伴う今後の日程について、農業委員は、来週9日開会予定の宿毛市議会へ人事案件として提出を予定しております。

また、農地利用最適化推進委員については、7月20日に開催予定の改選後の農業委員会で選任、委嘱することとしております。

○事務局員 (令和2年度農業者年金加入推進活動計画について)

4月17日に開催されました高知県農業会議理事会にて、農業者年金の加入推進活動について今後の目標や取り組みについて定められましたのでお知らせします。

黄色でマーキングしている箇所について、20歳から39歳までの農業者に加え女性の農業者の加入を拡大していくことや、平成30年度から3カ年における高知県全体の新規加入者の数値目標、市町村ごとの目標を設定しました。

具体的な取り組みとしては、委員の中から加入推進部長を選定し、加入推進計画の策定、加入推進名簿の整備・更新を行い、今年度は新型コロナウイルスの関係で中止になりました4月の産業祭、そして12月に予定しております農業祭での農業者年金相談コーナーの設置等を行うこととしております。

この内容を全ての委員で共有し、今後目標達成に向け取り組みを進めていきますので、委員の皆さまのご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

(次回総会の日程について)

最後に次回総会の日程についてお知らせします。7月3日(金)午後1時30分から行います。提出議案の締め切りは6月12日(金)、議案送付は6月26日(金)の予定です。よろしくお願いします。

○議長 他に何かありませんか。

(親子間の農地転用許可申請について)

○寺田委員 ちょっと元に戻っていいですか。農地法5条申請の8番ですが、使用貸借設定で許可は永久転用で無償ですわね。これ実際は譲受人と譲渡人という関係やけど、これをする必要があるかないかということ、ローン組むために、借地の利用権をつくるということやろか。

○事務局長 ただ今、寺田委員からご質問ありました8番の案件で使用貸借権について、議案書のほうには許可永久転用と記載しております。手元の許可申請書によりますと、使用貸借権はもちろん設定して、権利の相続期間という項目があるのですが、30年間となって以降自動更新となっています。

たとえば、親子間の使用貸借であっても転用する場合は許可申請が必要になります。

○寺田委員 こうしてないとローンが組めんわけやろか。利用権も何もなかった場合に住宅を建てる場合に借入ができなくなるのか。

○事務局長 一般住宅を建築するにあたって添付書類がいろいろついているのですが、今お話しがありました住宅ローンの金融機関のお名前で書類が添付されています。そのために必要ではないかと思われま。

○寺田委員 分かりました。

○議長 他に何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議 長 それでは、以上で今期定例総会の議事は全て終了いたしました。これで第825回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後2時15分閉会

令和2年6月1日

会 長

農業委員

農業委員